

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会作業部会開催要綱

1 趣旨

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づくキャリアコンサルタント登録制度に関わる各機関の指定、登録、認定等の審査に当たり、審査事項のうち専門的事項について、専門的知見に基づく検討が必要であるため、学識経験者その他の有識者からなる「キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設けているところ、特に更新講習の指定に係る審査事項のうち専門的事項について詳細な検討を行うため、検討会開催要綱 3 の（3）の規定に基づき、検討会の下に「知識講習（更新講習）作業部会」及び「技能講習（更新講習）作業部会」（以下単に「作業部会」という。）を設けることとする。

2 検討事項

- （1）更新講習（「知識講習（更新講習）作業部会」にあってはうち知識講習について、「技能講習（更新講習）作業部会」にあってはうち技能講習について）の指定に係る審査事項のうち専門的事項
- （2）その他（1）に関連する専門的事項

3 作業部会の構成

- （1）作業部会は、「職業能力開発専門調査員規程」（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号）に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する職業能力開発専門調査員により構成されるものとする。
- （2）作業部会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- （3）作業部会には、必要に応じ、作業部会構成員以外の検討会の構成員が参画することができるものとする。

4 作業部会の運営

- （1）作業部会は、厚生労働省人材開発統括官が構成員の参集を求めて開催する。
- （2）作業部会の庶務は、人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付キャリア形成支援室において行う。
- （3）作業部会は、特定の機関の調査を行うものであることから、原則として非公開とする。